

知事公舎跡地の 利用計画

政策企画課

知事公舎跡地概要

▶ 場所 松江市北堀町241番地1

▶ 面積 2,511.08㎡

▶ これまでの経緯

- ・島根県知事が令和5年度末で知事公舎の利用廃止を表明。県庁内で活用策を募るも具体的な提案に至らず
- ・令和6年1月、島根県から利用計画について照会受け
- ・同年4月、回答期限を延長（当初4月19日→7月31日）
- ・同年7月31日、島根県に利用計画を回答



知事公舎跡地の立地と課題

▶ 知事公舎跡地の好立地

- ・松江城北側の周遊ルートに位置
- ・松江城・塩見縄手などの観光資源と合わせた回遊性の創出に寄与
- ・令和7年秋「ばけばけ」放送開始により注目されるエリアに立地

▶ 知事公舎跡地の利用制限

- ・建築可能な建物（用途・高さ・意匠など）に制限あり

⇒建築できる建物の用途が制限される「第一種中高層住居専用地域」(建築基準法)、高さや意匠が制限される「伝統美観保存区域」(松江市景観条例)に該当



本市の考える活用（機能）コンセプト

- ▶ インバウンド含む個人旅行者を対象とする宿泊機能
- ▶ 地元産品を活用した飲食・物販機能
- ▶ 和菓子・茶の湯文化を体験できる機能
- ▶ 伝統工芸品や美術品の展示・販売機能
- ▶ 駐車場機能 など



誘客・集客施設として活用

知事公舎跡地の利用計画

「にぎわい創出の拠点」

となる施設として利用

- ▶ 松江城、松江歴史館、塩見縄手、隣接する北堀町・石橋町などと一体的・面的な活用
- ▶ 本市を訪れる方が、松江城周辺の散策ルートを楽しめ、当該地域の活性化・にぎわい創出につながる用途
- ▶ 今後、詳細について島根県と協議を行う予定

【お問い合わせ先】 政策部 政策企画課

☎ 0852-55-5173 ✉ seisaku@city.matsue.lg.jp